

前嶋京子教授年譜

略 歴

- 一九五二年四月二六日 大阪府豊中市に生まれる
- 一九七一年三月 大阪府立豊中高等学校卒業
- 一九七二年四月 大阪大学法学部入学
- 一九七六年三月 大阪大学法学部卒業
- 一九七六年四月 大阪大学大学院法学研究科前期課程入学
- 一九七八年四月 大阪大学大学院法学研究科後期課程進学
- 一九八一年三月 大阪大学大学院法学研究科後期課程単位修得満期退学
- 一九八一年四月 下関市立大学経済学部専任講師
- 一九八四年八月 下関市立大学経済学部助教授
- 一九九一年四月 下関市立大学経済学部教授
- 一九九七年四月 帝塚山大学法政策学部教授
- 二〇〇四年四月 甲南大学法学部教授
- 二〇一一年四月 甲南大学法学部長（二〇一三年三月まで）
- 二〇二一年三月 甲南大学定年退職

業績

1 著書

- 一 新版 会社法「商法(3)」 法律文化社(共著) 一九八二年
- 二 教養基本法学 成文堂(共著) 一九九〇年
- 三 教養基本法学増補版 成文堂(共著) 一九九一年
- 四 全訂 判例演習 会社法 九州大学出版会(共著) 一九九一年
- 五 会社法 新版第3版 法律文化社(共著) 一九九三年
- 六 会社法 第5版 法律文化社(共著) 一九九五年
- 七 会社法 第6版 法律文化社(共著) 一九九九年

2 論文・その他

- 一 「米国における取締役の会社債権者に対する責任―取締役のいわゆる受託者的地位をめぐって―」 阪大法学一
一五号(一九八〇年)
- 二 「信託基金理論に基づく取締役の責任―米国の判例法―」 国際商事法務八卷一二号(一九八〇年)
- 三 「米国における会社支払不能時の債権者の地位」 下関市立大学論集二五卷三号(一九八二年)
- 四 「株式会社取締役の株主に対する責任」 下関市立大学論集二六卷三号(一九八三年)
- 五 「不実表示に関する取締役の責任」 下関市立大学論集二八卷一号(一九八四年)

- 六 「取締役の責任」『改正会社法の研究』（蓮井良憲先生還暦記念）法律文化社（一九八四年）
- 七 「米国における株主の責任」下関市立大学論集三〇巻二号（一九八六年）
- 八 「米国における支配株主の債権の弁済劣後について」下関市立大学論集三二巻三号（一九八八年）
- 九 「取締役の対第三者責任」『企業法判例の展開』（本間輝雄先生・山口幸五郎先生還暦記念）法律文化社（一九八八年）
- 一〇 「登記簿上の取締役の責任」阪大法学一四九・一五〇号（一九八九年）
- 一一 「第三者割当による新株発行と取締役の株主に対する責任」下関市立大学論集三四巻卷二号（一九九〇年）
- 一二 「米国におけるLBOと詐害行為取消による債権者保護」下関市立大学論集三四巻三号（一九九一年）
- 一三 「わが国における経営判断の原則の適用について」下関市立大学論集三六巻一・二合併号（一九九二年）
- 一四 「監査役の責任」『企業監査とリスク管理の法構造』（蓮井良憲先生・今井宏先生古稀記念）法律文化社（一九九四年）
- 一五 「株券の公示催告・除権判決と善意取得者の保護」『証券・証書・カードの法的研究』（長谷川雄一教授古稀記念）成文堂（一九九六年）
- 一六 「両損害包含説の意義と問題点」『企業ビジネスと法的責任』法律文化社（一九九九年）
- 一七 「取締役の対第三者責任―平成期の判決等の傾向―」甲南法学四九巻一・二号（二〇〇九年）
- 一八 「取締役の対第三者責任の理論と判例―倒産貸金業者への過払金債権者による追及の可能性―」『知っておきたいクレジット・サラ金事件処理の最新論点』全国クレジット・サラ金問題対策協議会出版部（二〇一二年）

3 判例評釈

- 一 「手形行為につき自己の名義使用を許諾した者は商法二三条類推適用により手形上の責任を負うとした事例」下関市立大学論集二七卷二号（一九八三年）
- 二 「チツソ株主総会決議取消判決」下関市立大学論集二八卷三号（一九八五年）
- 三 「いわゆる間接取引に関する第三者からの無効主張」下関市立大学論集二九卷二号（一九八五年）
- 四 「有限会社に関する売掛債権の譲渡と譲渡人の取締役に対する有限会社法三〇ノ三第一項に基づく損害賠償請求権の承継の成否」法律のひろば四〇巻一号（一九八七年）
- 五 「取締役を辞任したが辞任登記未了である者の第三者に対する責任が否定された事例」法律のひろば四一卷七号（一九八八年）
- 六 「競売による譲渡制限株式の取得につき取締役会の承認がない場合と会社に対し株主としての地位を有する者」法律のひろば四二巻三号（一九八九年）
- 七 「株券不発行の合意があっても、株主の株券発行の請求が権利濫用に当たらないとされた事例」法律のひろば四二巻九号（一九八九年）
- 八 「商法（昭和五十六年法律第七四号）による改正前のもの」二六六条ノ三第一項前段所定の損害賠償債務の履行遅滞となる時期と遅延損害金の利率」法律のひろば四三巻七号（一九九〇年）
- 九 「取締役を選任する旨の株主総会決議が不存在である場合とその後の取締役を選任する旨の株主総会決議の効力」法律のひろば四四巻八号（一九九一年）
- 一〇 「特に有利な価額での新株発行について取締役の商法二六六条ノ三による責任及びこれを引き受けた労働組

合の不法行為責任が認められた事例」下関市立大学論集三七卷三号（一九九四年）

一一 「取締役の報酬を無報酬に変更する旨の株主総会決議と報酬請求権の帰すう」法律のひろば四七卷五号（一九九四年）

一二 「著しく不公正な方法によってされた新株発行の効力」下関市立大学論集三九卷二・三合併号（一九九六年）

一三 「会社分割と会社法二二条一項の類推適用について―会社分割後の新設会社において預託金会員制ゴルフクラブの名称の続用がある場合の預託金返還義務―」帝塚山法学一八号（二〇〇九年）

一四 「会社分割の濫用と詐害行為取消権 最高裁判所平成二四年一〇月一二日第二小法廷判決―」甲南法学五四卷三・四号（二〇一四年）

一五 「会社による権利行使の同意と共同相統株式の議決権行使決定方法について―最高裁判所平成二七年二月一九日第一小法廷判決―」甲南法学五六卷三・四号（二〇一六年）